

育児休業の促進及び年次有給休暇に関する行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率と復職率を次の水準以上にする。
取得率及び復帰率80%以上にすること。

<対策>

- 令和7年4月～ 社員への実態調査、制度に関する説明会の実施及び周知。
- 令和8年4月～ 休職中の従業員への定期的な面談や情報発信。

目標2：期間雇用者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和8年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。